

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	砂防等事業（通常砂防事業）					
地区名	きたのいりがわ 北ノ入川					
事業箇所	愛知県豊田市大坂町 ^{おおさかちょう} 地内					
事業のあらまし	<p>北ノ入川は、愛知県豊田市大坂町にある溪流であり、下流には、第2次緊急輸送道路である道路や人家2戸などが存在し、土石流が発生した場合には、人命や財産に大きな被害が及ぶ危険性がある。</p> <p>本事業は、こうした土石流による被害を防止するため砂防施設を整備したものであり、2008年に着手し2018年に完了した。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>一般国道419号（第2次緊急輸送道路）、人家2戸、市道小原大坂大草線、大坂集会所及び事業所を土砂災害から保全する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	5.7億円		□工事費4.8億円、□用補費0.4億円、□その他0.5億円			
事業期間	採択年度	2007年度	着工年度	2008年度	完成年度	2018年度
事業内容	砂防堰堤工 2基 工事用道路工 300m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>砂防施設は現在も健全な状態を保っており、完成後5年間の豪雨に対しても流域や溪床の状況に変化はみられない。</p> <p>土砂災害発生前に砂防施設は完成しており、また、今後土砂災害が発生したとしても、同様の機能を有する砂防施設により被害を防いだ事例が全国的に報告されていることから、一般国道419号、人家2戸、市道、大坂集会所及び事業所を土石流による土砂災害から保全すると判断できる。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>施設整備が完了し、設置した砂防施設に土砂災害防止効果が期待できるため、事業目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>該当なし</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>該当なし</p>				

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績
事業期間		2008年～2012年	2008年～2018年
事業費 (億円)	調査設計費	0.1億円	0.5億円
	工事費	2.2億円	4.8億円
	用地補償費	0.2億円	0.4億円
	合計	2.5億円	5.7億円
効果の 算定要因	保全対象人家	2戸	2戸
	集会所	1箇所	1箇所
	国道、市道	0.30km	0.30km
	事業所（製造業、小売業）	2箇所	2箇所

②事業効果の
発現状況

【事業期間に対する評価】

事業内容を精査したところ、堰堤の位置等の変更や法面对策の追加などの変更が生じたことから、6年の期間延長が生じた。

主な要因は以下のとおりである。

- ・事前評価時は既施設である治山堰堤を改築し利用する計画であったが、事業実施にあたり詳細な現地調査をおこなったところ、治山堰堤に老朽化が確認されたため、改築などの利用をすることが困難と判断し、新規に1号堰堤及び流木止めを設置する計画へ変更したこと。
- ・地質調査の実施に伴い、斜面对策工を追加したこと。

以上のことにより効果発現時期に遅れが生じたものの、目的とする構造物を完成するに至っている。

【事業費に対する評価】

上記【事業期間に対する評価】に記載した追加工事の影響により、約3.2億円の増額が生じた。この要因は当初段階での確定が困難であるが、本事業を完了させ事業効果を得るためには、不可欠な費用であったと判断する。

【効果の算定要因に対する評価】

存在する道路の重要性に変化はなく、かつ人家の戸数についても変化は見られない。従って、保全する対象は事業採択時のままであり、事業効果は概ね計画どおり発現していると評価できる。

③事業実施による環境の変化

保全する対象は事業採択時のままであり、存在する人家の戸数や道路等の環境に変化はない。

工事施工に伴い実施する樹木伐採や地形改変を必要最小限に抑え、また施工により生じた法面には緑化を施している。事業完了から数年が経過した現在では、順調に植生が回復しており、環境への影響は最小限に止められたと判断する。

Ⅲ 対応方針（案）

今後の事後評価の必要性	事業目標を達成しており、事業の有効性が認められるため、今後の事後評価は不要と考えられる。
改善措置の必要性	事業目標を達成しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はないものと考えられる。
同種事業に反映すべき事項	事業実施段階での詳細な調査にて既設治山堰堤に老朽化が確認されたことにより、計画内容に変更が生じ、事業期間や事業費の増加が生じた。今後は、既設堰堤の利用を計画する場合は、既設堰堤の状態を可能な限り確認したうえで利用を判断することが重要である。

IV 事業評価監視委員会の意見

北ノ入川の対応方針（案）[改善措置等必要なし] を了承する。

V 対応方針

改善措置等必要なし